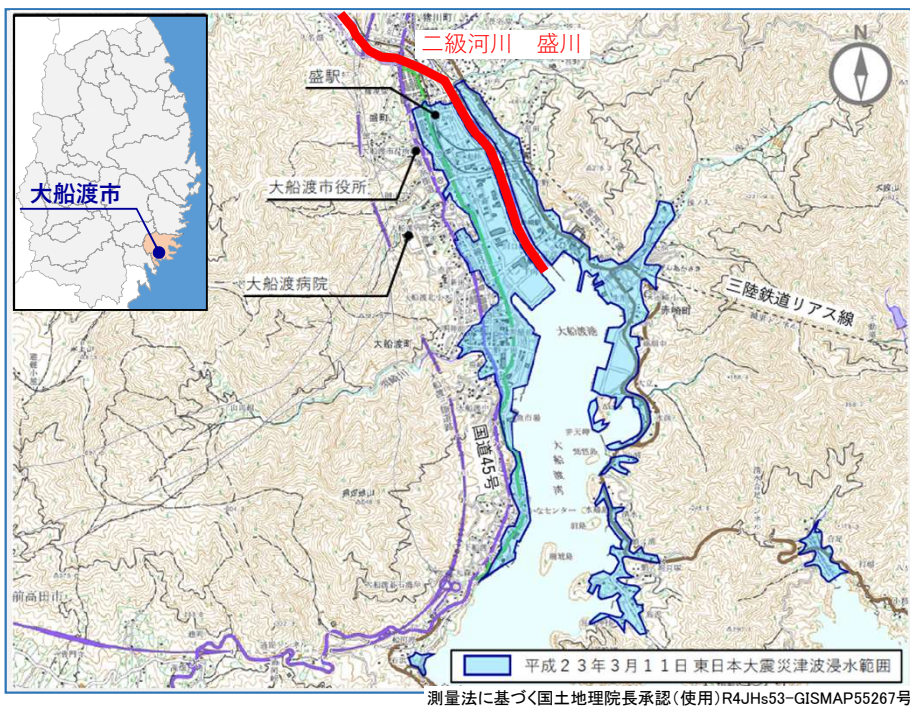


1. 被災前の状況



測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R4JHs53-GISMAP55267号

3. 被災状況



盛川周辺(1)



盛川周辺(2)



盛川周辺(3)



盛川周辺(4)

2. 被災前後の比較



H22.3.14 撮影



H23.3.29 撮影

4. 津波対策の基本的な考え方

【頻度の高い津波への対策】

- 発生頻度は**高い**(数十年~百数十年)
- 人命を守ることに加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化などの観点から、比較的頻度の高い津波に対して**津波対策施設を整備**する。

【最大クラスの津波への対策】

- 発生頻度は**低い**
- 施設整備に必要な費用や、海岸の環境、利用に及ぼす影響等の観点から、整備の対象とする津波高さを大幅に高くすることは**非現実的**。
- 人命を守ることを最優先とし、**住民の避難を軸に土地利用、避難施設、防災施設などを組み合わせ**
- 堤防については、施設に過度に依存した防災対策には限界があることを認識しつつ、低頻度ではあるが大規模な津波に対しても粘り強さを発揮する構造を検討

【新しい発想による津波防災まちづくり】

- 地域ごとの特性を踏まえ、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、総動員させる「**多重防御**」の発想による津波防災・減災対策を実施
- 従来の堤防の「線」による防御から「面」の発想により、河川や道路、土地利用規制等を組み合わせたまちづくりの中での津波防災・減災対策

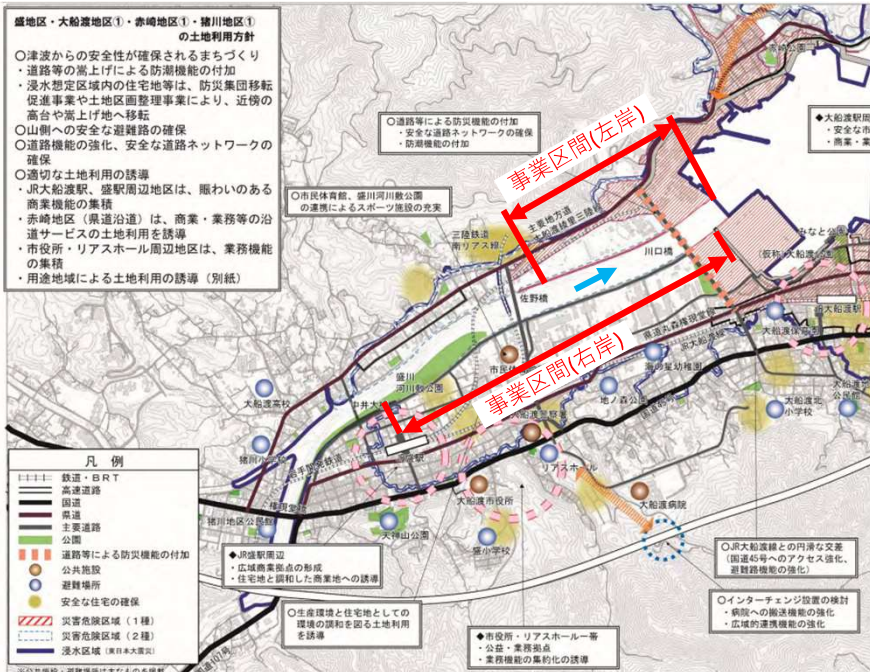
5. 計画堤防高の設定

- 平成23年7月8日付け海岸関係省庁通知に基づき、以下の手順で計画堤防高を設定
 - ① 過去に発生した津波の中から設計対象津波を選定
 - ② せり上がりを考慮した津波の水位を算出し、設計津波の水位を算定
 - ③ 設計津波水位に余裕高1.0mを加えた高さを新計画堤防高として設定
 - ④ 但し、設定した計画堤防高が被災前に計画していた堤防高を下回る場合は、被災前計画高を新計画堤防高とする

【新計画堤防高】

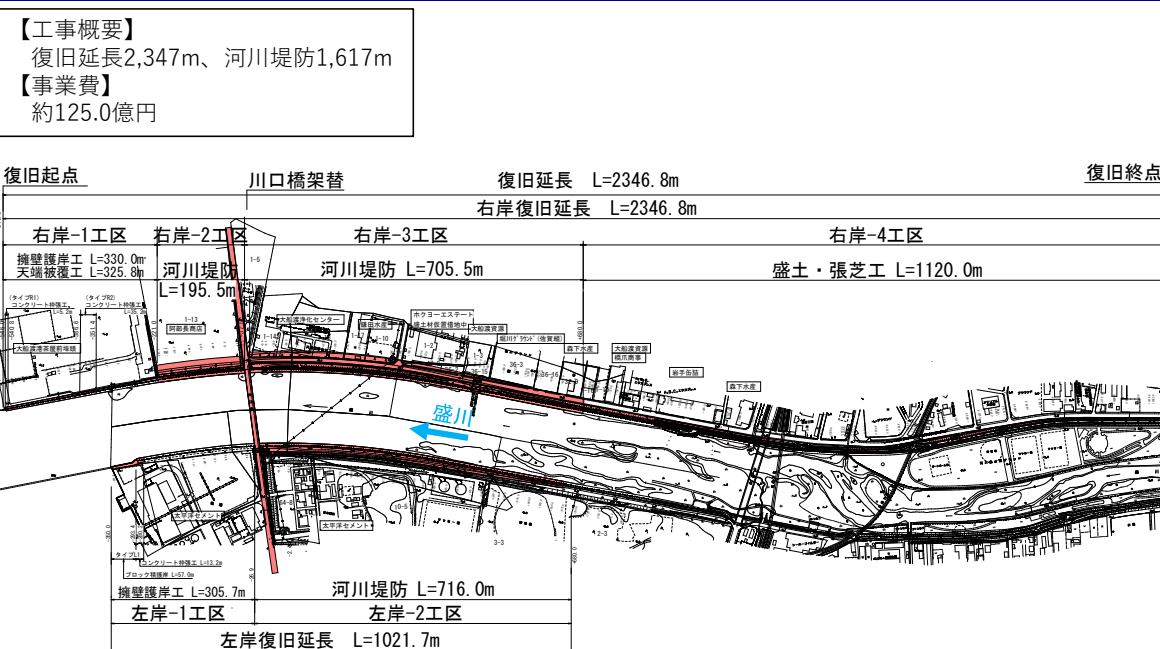
- 上記による検討内容について、「岩手県津波防災技術専門委員会」において審議し、盛川の新計画堤防高を**T.P.+7.5m**と設定。
- 津波対策施設は、水門案と河川堤防案について、まちづくりへの影響や最大クラスの津波による影響、経済性等を総合的に検討し、河川堤防案を選択し、新計画堤防高に**河川堤防を嵩上げ**する方針とした。

6. 大船渡市まちづくり計画



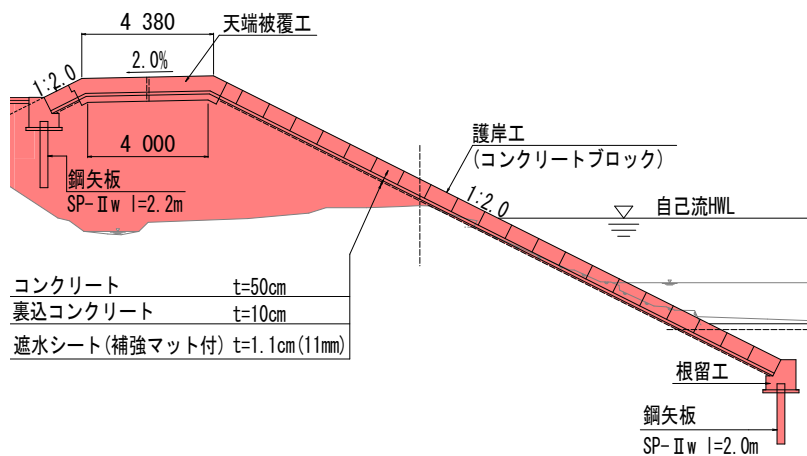
出典) 大船渡市HP - 大船渡市復興計画 - 地区別土地利用方針図等 - 地区別土地利用方針図等「盛地区・大船渡地区(1)・赤崎地区(1)・猪川地区(1)」

7. 計画平面図

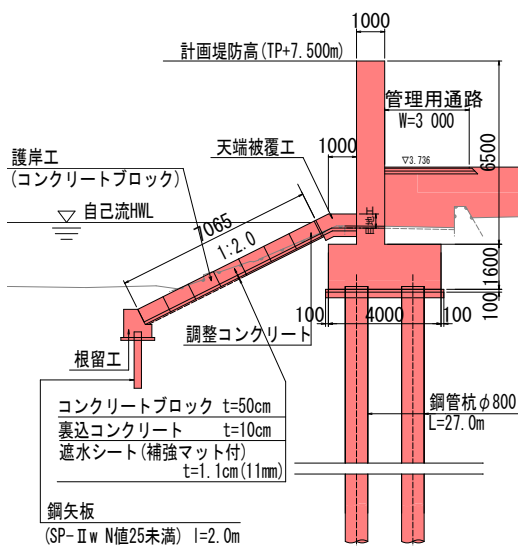


8. 標準断面図

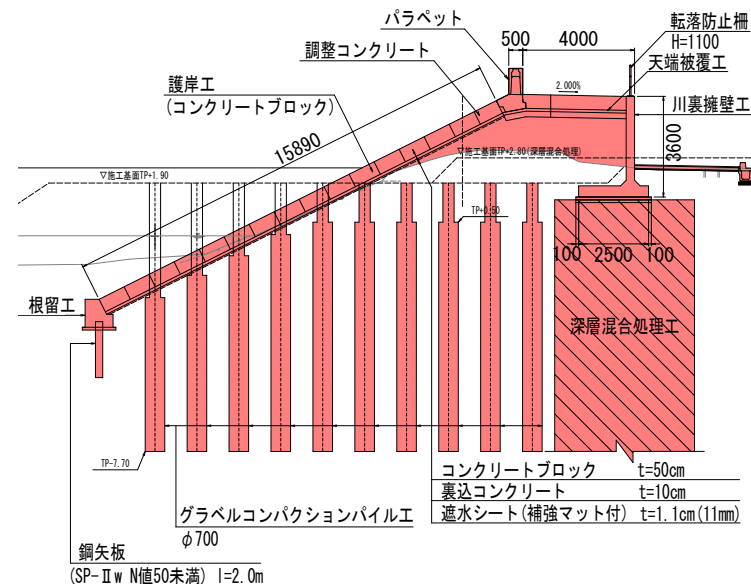
標準断面図 (左岸 2 工区)



標準断面図 (右岸 2 工区)



標準断面図 (右岸 3 工区)



9. 着工から完成まで

平成25年12月



平成27年5月



平成28年12月



完成年月：令和6年2月



平成29年11月



令和2年9月

